

令和5年度国保税 年金収入の夫婦 算定詳細

		令和5年度			令和4年度			
		※課税総所得金額は、所得額から43万円（基礎控除）を引いたもの			各区分の計		各区分の計	
医療分	所得割	世帯主 (50万円-43万円=7万円)	$70,000 \text{ 円} \times 6.8\% =$	4,760 円	37,600 円 (100円未満切捨)	$70,000 \text{ 円} \times 6.6\% =$	4,620 円	
		配偶者	$0 \text{ 円} \times 6.8\% =$	0 円		$0 \text{ 円} \times 6.6\% =$	0 円	
	資産割	$109,180 \text{ 円} \times 12\% =$	13,102 円	$109,180 \text{ 円} \times 24\% =$		26,203 円		
	均等割	6,510 円 × 2人 =	13,020 円	5,520 円 × 2人 =		11,040 円		
	平等割	※均等割・平等割は7割軽減適用		6,720 円		6,720 円		
後期高齢者支援金分	所得割	世帯主	$70,000 \text{ 円} \times 1.9\% =$	1,330 円	10,000 円 (100円未満切捨)	$70,000 \text{ 円} \times 1.7\% =$	1,190 円	
		配偶者	$0 \text{ 円} \times 1.9\% =$	0 円		$\text{円} \times 1.7\% =$	0 円	
	資産割	$109,180 \text{ 円} \times 3\% =$	3,275 円	$109,180 \text{ 円} \times 6\% =$		6,551 円		
	均等割	$1,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} =$	3,600 円	$1,380 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} =$		2,760 円		
	平等割			1,830 円		1,680 円		
介護分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割	65歳以上のため賦課されません				65歳以上のため賦課されません		
	資産割							
	均等割							
	平等割							
国保税額					47,600 円	60,600 円		

医療分とは・・・国保加入者の医療給付費などに充てられる費用についての保険税です。

後期高齢者支援金分とは・・・後期高齢者医療制度の加入者の医療給付費を支援するための保険税です。

介護分とは・・・介護保険の第2号被保険者としての保険税です。40歳以上で65歳未満の方が対象です。